



市民がつくる環境都市こまき

こまき環境広報

編集:こまき環境市民会議

小牧市は環境都市宣言のまち (平成17年11月施行)

たばこの投げ捨て

問われる 喫煙者のモラル

散乱ごみの70%以上が たばこのすいがら!

下表は小牧市内のある環境美化団体の子どもたちの散乱ごみの調査記録です。

(子どもたちの調査ですので、分かりやすい分類としております)

平成23年9月調査 (小牧市内のあるまちの歩道総延長6.7kmのごみの量)

ごみの種類	ペットボトル	飲料缶	すいがら	その他のごみ※	合計
数量	18本	56本	1,587本	406個	2,067
比率	0.9%	2.7%	76.8%	19.6%	100%

※印 その他のごみ: プラ容器包装・チリ紙・お菓子の箱・たばこの空き箱・マスクなど

調査では、過去5年間すいがらの比率は、いつも70%を下回ったことはないと言います。

小さなすいがら1本でも、投げ捨てられたごみ1個には違いありません。

10本あれば、10回捨てたことになります。

歩道100mに23本のすいがら。

ペットボトルや飲料缶の比ではありません。

投げ捨てはすいがらだけにとどまりません。

空き箱もすいがらに比例して多い。

なぜ投げ捨てるんだろうか? 子どもたちの素朴な疑問、そして怒り。

多くの喫煙者はマナーを守っていると思いたいのですが、マナー以前のモラル(道徳心)の低い喫煙者も決して少なくないようです。

気付かないところで美化活動に励む善意の子どもたちの心を傷つけています。環境都市として誠に恥ずかしい姿です。



すいがらを集めてみたら山になりました



空き箱もついでにポイ捨て

喫煙は灰皿のある場所で!

携帯灰皿をもちましょう

裏面に条例の解説があります

知っておきたい たばこに関する小牧市の条例

小牧市快適で清潔なまちづくり条例（抜粋）施行 平成20年4月1日

第10条 路上喫煙の禁止等

路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外では喫煙してはいけません。

公共の場所において歩行中、自転車に乗車中であるとき、すいがら入れが付近に設置されていない場所や、すいがら入れを携帯していないときは、喫煙しないよう努めること。



喫煙者に限らず、市民一人ひとりが、いつでも、どこにいても、このまちの将来を託す子どもたちのことを忘れないでください。